

発議第二号

皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議について

皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議についての議案を、別紙のとおり会議規則第十四条第一項及び第二項の規定により提出します。

平成二十五年三月十八日 提出

提出者 養老町議会議員

田中	敏弘	水谷	久美子	岩瀬	進
中村	辰夫	野村	永一	早崎	百合子
吉田	太郎	三田	正敏	大橋	三男
長澤	龍夫	岩永	義仁		

養老町議会議長 松 永 民 夫 様

皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議

平成二十五年二月二十一日に発覚した、養老町嘱託職員による養老町斎苑「清華苑」使用料の着服事件については、平成二十五年三月七日に養老町が刑事告訴した。

この事件により町に与えた損害は大きく、また、嘱託職員であることから、町に対する町民からの信頼を失墜させた重大な犯罪である。

今回の事件は、葬儀を出した町民の心情に思いを馳せれば、故人を送る遺族の思いを、遺族の知らないところで踏みにじるものであり、到底承服できるものではない。

皆川雅子議員は、このような事件を起こした嘱託職員の親であり、また、同居家族でもあることから、町民からの議会に対する批判や非難の声は非常に厳しく、議会も信頼を著しく損なうこととなった。

議員は選挙を通じて、町民からの負託を受けた公職（特別職の地方公務員）であり、その活動は公費によって賄われる身分であるため、法律より高い道德倫理規範が課せられた公人である。

よって、本町議会は、皆川雅子議員は、自分の子が犯した犯罪について、社会的、道義的責任を自覚し、自ら速やかに町議会議員を辞職することを勧告するものである。

以上のとおり決議する。

平成二十五年三月十八日